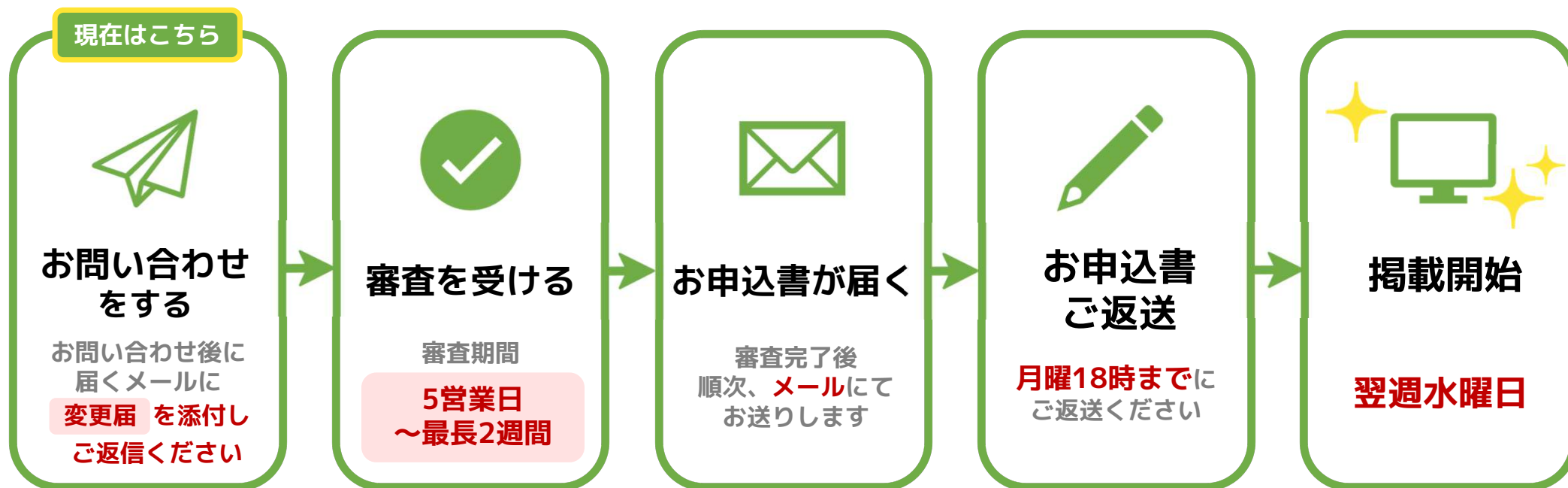


お問い合わせから掲載開始までのスケジュール目安

お問い合わせ後に「**変更届1面・3面（行政の受理印があるもの）**」のご提出が必要です



ご注意ください：お問い合わせをするだけでは、まだお手続きは完了していません